

2023年度（令和5年度）

福山市家庭向け創エネ・
蓄エネ設備導入補助事業

申請の手引き



福山市環境イメージキャラクター
くわいちゃん

「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金」の申請を検討される皆さまへ

申請を検討される前に、必ずお読みください。

- ① 固定価格買取制度（FIT制度）やFIP（Feed in Premium）制度の認定を受ける場合は補助の対象外です。
- ② 2023年（令和5年）5月26日（金）以降に設置業者との契約を締結し、補助金交付決定後に工事に着手する事業が補助対象となります。
※事前着手は補助の対象外です。
- ③ 導入した太陽光発電設備により発電した電力量の30%以上を自家消費する必要があります。
- ④ 蓄電池だけの導入又は補助対象外の設備に接続する場合は補助の対象外です。
- ⑤ 今年度は、2024年（令和6年）3月11日（月）までに実績報告を行うことが出来る事業計画の申請を受け付けます。
- ⑥ 申請受付は先着順に行い、予算額に達した時点で受付を終了します。ただし、交付申請の受付には「提出書類の添付書類が全て揃っている」ことが必要です。提出書類に不足又は不備がある場合は、適切な申請書を提出された方を優先し、補助金の交付を行うこととなります。
- ⑦ 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受ける場合は補助の対象外です。
- ⑧ 導入した設備は、環境省の基準に従い、法定耐用年数が経過するまで、補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。虚偽や不正による申請や、補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取り消しや補助金の返還を求めることがあります。

目次

1 事業について.....	1
(1) 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付事業とは	1
(2) 補助の概要	1
①補助対象者	1
②補助対象設備.....	1
③補助対象要件.....	2
④補助対象経費.....	4
⑤補助金の額	5
⑥その他	5
(3) 補助事業の手続きの流れ.....	8
2 交付申請.....	9
3 事業実施.....	10
4 実績報告等.....	11
5 補助対象事業終了後における申請者の責務等	13

1 事業について

(1) 福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付事業とは

福山市が実施する「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付事業」は、温室効果ガスの排出量削減をめざし、家庭用として太陽光発電設備・蓄電池を導入する市民に対し、予算の範囲内で導入補助を行う事業です。

この事業により、地球温暖化対策を推進するとともに、脱炭素社会の実現に向けた機運を醸成し、行動変容につなげることを目的としています。

(2) 補助の概要

①補助対象者

補助を受けようとする者は、次の要件を満たす必要があります。

(ア) 次のいずれかに該当する者

(a) 自ら所有又は居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する者もしくは自ら所有又は居住するために新築する市内の住宅に補助対象設備を設置する者

(b) P P Aモデル（第三者モデル）により、市内の住宅に補助対象設備を提供する者（以下「P P A事業者」という。）

(c) リース等により、市内の住宅に補助対象設備を提供する者（以下「リース事業者」という。）

(イ) 市税を滞納していない者

なお、申請者、補助対象設備を提供する者の代表者等（役員又は使用人その他の従業員並びに構成員を含む。）及び需要家(※)等が、次のいずれかに該当する場合は、補助の対象になりません。

(ア) 暴力団員（福山市暴力団排除条例〔平成24年条例第10号。以下「条例」という。〕第2条第2号の暴力団員をいう。）

(イ) 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）

P P Aモデル又はリース等による導入の場合、需要家(※)は補助対象者の要件を満たす必要があります。

※ 補助対象設備から電気の供給を受けて使用する者をいう

②補助対象設備

補助対象となる設備は次のとおりです。

(ア) 太陽光発電設備

(イ) 蓄電池（※補助対象となる太陽光発電設備の付帯設備であること。）

③補助対象要件

補助金の交付を受けようとする者は、次の要件を満たす必要があります。

〈共通〉

- (ア) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (イ) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (ウ) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- (エ) 中古設備でないこと。
- (オ) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (カ) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け、設置するものでないこと。
- (キ) 実績報告書の提出時に、需要家が補助対象設備を設置する場所に住民票を有すること。
- (ク) P P Aモデルによる導入の場合、P P A事業者を申請者とした上で、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること(※1)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数(※2)期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- (ケ) リース契約の場合、リース事業者を申請者とした上で、補助金額相当分がリース料金から控除すること(※1)。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

※1 P P A事業者又はリース事業者が広島県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4 / 5とすることができる。

※2 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令 第15号（以下「大蔵省令」という。））による。

設備名	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年注1
蓄電池	6年注2

注1 大蔵省令 別表第二（機械及び装置の耐用年数表）の「電気業用設備」、「その他の設備（主たる金属製のもの）」に該当する場合

注2 大蔵省令 別表第一（機会及び装置以外の夕景減価償却資産の耐用年数表）の「建物附帯設備」、「電気設備（照明設備を含む）」、「蓄電池電源設備」に該当する場合

〈太陽光発電設備〉

- (ア) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (イ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- (ウ) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (エ) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(l)をすべて遵守していることを確認すること。
- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- (e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象者の名前・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・名前・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けた場合は、適切な方法により協力すること。
- (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣問題への配慮を行うよう努めること。
- (j) 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。
- (k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

(オ) 次の(a), (b)のいずれかを満たすこと

- (a) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量の30%以上を自家消費すること。
- (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再生エネルギー発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費し、系統へ逆潮流しないこと。

〈蓄電池〉

(ア) 補助対象となる太陽光発電設備の付帯設備であること。

(イ) 6ページの「蓄電池仕様」に適合するものであること。

(ウ) 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。

(エ) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

(オ) 1 kWh当たりの価格が15万5千円(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムであること。

(カ) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け、購入するものでないこと。

〈注意事項〉

- ①この補助金における「住宅」とは、戸建ての専用住宅のことをいい、店舗や事務所等の兼用又は併用住宅、マンションやアパート等の集合住宅、保養所、寄宿舎等（補助対象設備から供給されている電気が居所のみで利用されるときは除く。）は含まれません。
- ②蓄電池単体の導入又は補助対象外の設備と接続する場合は補助の対象外です。
- ③発電した電力量の30%以上を自家消費していただくことを要件としています。住宅における電力需要量を考慮し、蓄電池設備の同時導入や適切な出力値の太陽光発電設備を設置してください。
- ④交付申請時は消費量計画書を、設置完了後から一定期間は自家消費率についての報告書をご提出いただきます。ご了承ください。

④補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助対象設備の設置に要する費用のうち、7ページの表に規定する費用が対象となります。

⑤補助金の額

補助対象設備ごとの補助金の額は、次のとおりです。

補助金の交付は補助対象設備により発電した電力を使用する住宅につき、**1回限り**とします。

太陽光発電設備	太陽光発電設備出力 (kW) × 10万5千円 (千円未満切捨て) ※出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナー出力の合計値のいずれか低い方で計算します。 ※kW は小数点第2位未満切捨て。
蓄電池	蓄電池の価格 (工事費込み・税抜き) × 1/3 (千円未満切捨て) ※1 kWh 当たり15万5千円以下のものが対象。 ※蓄電容量は、定格容量で計算します。

〈蓄電池の補助申請額の計算方法〉

補助対象となる蓄電池は1 kWh 当たり15万5千円 (工事費・税抜き) 以下のものに限ります。

●事例① 価格 (工事費込み・税抜き) 70万円・5 kWh の場合

$700,000 \text{円} \div 5 \text{ kWh} = 140,000 \text{円} \rightarrow$ 補助対象

$700,000 \text{円} \times 1 / 3 = 233,333 \text{円} \rightarrow 233,000 \text{円}$ (補助申請額)

●事例② 価格 (工事費込み・税抜き) 140万円・7 kWh の場合

$1,400,000 \text{円} \div 7 \text{ kWh} = 200,000 \text{円} \rightarrow$ 補助対象外

⑥その他

(ア) 市からの交付決定後に工事に着工(※)するものとします。

(イ) 国や地方公共団体その他の団体による他の補助金との併用はできません。

(ウ) 補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数期間中は財産処分してはならないものとします。

(エ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。

(オ) 補助対象者は、市長が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(カ) 補助事業の内容の変更をする場合は、市長の承認を受けること。

(キ) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(ク) 補助対象設備の導入後、法定耐用年数期間において、補助対象設備を処分 (本補助金の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸与、廃棄又は担保に供することをいう。) しようとする場合は、事前に市長の承認を受けること。

※ 市からの交付決定前に契約を行うことは認めますが、2023年 (令和5年) 5月26日 (金) 以降の契約に限ります。

●蓄電池の仕様

1. 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2. 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法及びアフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は、次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する工場出荷時の蓄電システムの放電時に、供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は、W、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、指定した一定出力により蓄電システムの運転を維持できる時間とする。この場合の出力の値は、製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は、W、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は、W、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3. 蓄電池部安全基準

(a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C 8715-2」に準拠したものであること。

※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S 101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C 8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

4. 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電システム部が「JIS C 4412-1」又は「JIS C 4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は、「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C 4412-1」又は「JIS C 4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

5. 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

6. 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含まない。

※メーカー保証期間内の補償費用は、無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

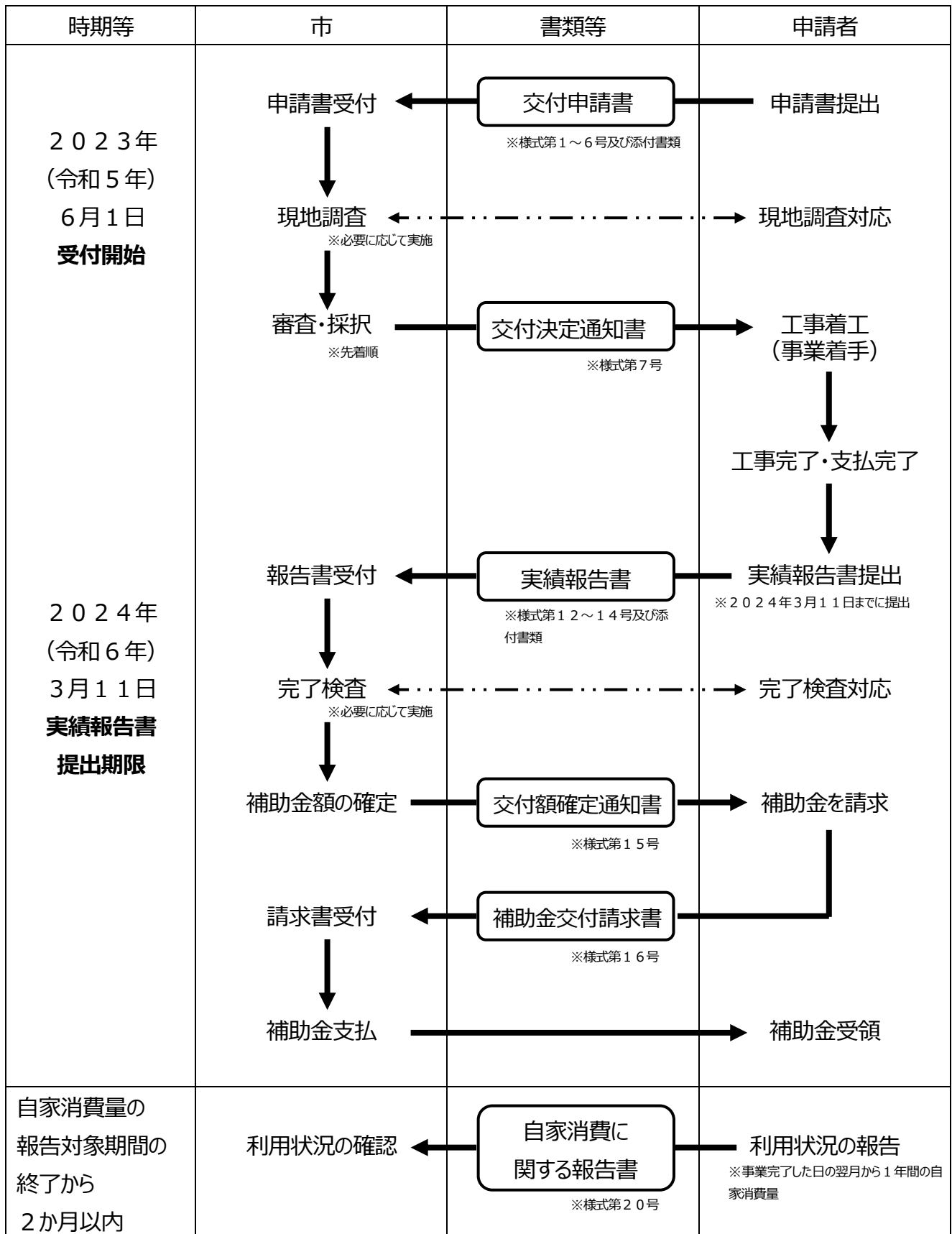
※JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは、対象外とする。

●補助対象経費

区分	費用	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 P P A 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

(3) 補助事業の手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。



2 交付申請

(1) 受付開始日

2023年(令和5年)6月1日(木)

※ 2024年(令和6年)3月11日(月)までに実績報告を行うことができる事業計画であること。(期限までに実績報告を行うことができない事業は申請を受理できません。)

※ 予算額に達した場合、受付を終了します。

(2) 申請方法

- ① 次の書類一式を用意し、**福山市ホームページの電子申請システム又は郵送で申請**してください。電子申請による申請の場合は、「交付申請書(様式第1号)」及び「事業計画書(様式第2号)」の内容は電子申請システム上で入力となります。

なお、提出いただいた書類の返却は行いませんので、申請書等の控えはご自身でご用意ください。

※○：必須書類, △：該当がある場合に提出する書類

番号	提出書類	個人	PPA事業者又はリース事業者
1	福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付申請書 ※1	○	○
2	福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業計画書※1	○	○
3	誓約書※1, ※2	○	○
4	補助対象事業の実施に係る同意書※1, ※3	△	○
5	見積書及び見積内訳書の写し※4	○	○
6	設置する土地・建物の登記事項証明書の写し※5	○	○
7	法人登記履歴事項全部証明書の写し※5		○
8	PPAの契約書(案)及び料金計算書等の写し※6 リースの契約書(案)及びリース計算書等の写し※6		○
9	設備の仕様内容がわかるもの(カタログ等)	○	○
10	補助対象設備の機器配置図, システム系統図※7	○	○
11	発電電力の消費量計画書※1	○	○
12	交付申請提出チェックシート	○	○
13	その他市長が必要と認める書類		

※1 様式は福山市ホームページからダウンロードしてください。

※2 申請者の自署又は記名押印が必要。

- ※ 3 申請者と補助対象設備の使用者及び補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合は、同意者の自署又は記名押印が必要。
- ※ 4 見積書及び見積内訳書の写しについて。
 - ・ 交付申請書提出時点において、有効期限内であるものを提出。
 - ・ 見積者の代表者印の押印があるものを提出。
 - ・ 補助対象事業に係る経費の内訳が明記されているものを提出。明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書又はこれに代わるものを併せて提出。
- ※ 5 発行日より3か月以内のもの。
- ※ 6 サービス料金又はリース料金から、交付金額相当分が控除されていることが分かる書類及び本事業により導入する設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用できる書類の提出が必要。
- ※ 7 既存の設備がある場合は補助対象と補助対象外の各設備の判別ができることが必要。

- ② 申請方法は、福山市ホームページの電子申請システム又は郵送とします。
- ③ 提出された申請書は一旦仮受付とし、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不足・不備がないものについて受理します。
- ④ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。
- ⑤ 提出された書類等は、原則として返却しません。

(3) 郵送先

〒720-8501
広島県福山市東桜町3番5号
福山市役所経済環境局環境部環境総務課
電話：084-928-1071

※封筒に「創エネ等補助金申請書在中」と記載してください。

(4) 交付決定

審査後、当該申請の交付決定又は不交付決定を申請者に通知します。

3 事業実施

(1) 補助対象事業着手

市からの交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに事業に着手してください。なお、交付決定前に事業に着手（工事着手）した場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。

※市からの交付決定前の契約は認めますが、2023年（令和5年）5月26日（金）以降の契約に限ります。

(2) 補助対象事業の内容変更又は中止

- ① 交付決定の通知後、交付申請の内容を変更又は中止しようとする際は、事前に「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助事業計画変更等承認申請書（様式第 9 号）」に変更又は中止した内容が明確に判断できる書類を添えて市長に提出し、その承認を得る必要があります。
- ※ なお、次の場合は変更等承認申請を行う必要はありません。
- (ア) 事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費の 20%以内で増減する場合
- (イ) 工事着手予定日または工事完成予定日のみの変更の場合
- ※ 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付決定通知書（様式第 7 号）」で通知した補助金交付予定額を上限とします。
- ② 申請は福山市ホームページの電子申請システム又は郵送で申請してください。
- ③ 郵送先は「2 交付申請」と同様です。
- ※封筒に「**創エネ等補助金変更申請書在中**」と記載してください。

4 実績報告等

(1) 実績報告

- ① 申請者は、補助対象事業が完了（工事が完了し、かつ施工業者等への支払いが完了）した場合は、**2024年（令和6年）3月11日（月）まで**に、次の書類について、福山市ホームページの電子申請システム又は郵送で報告をしてください。

電子申請による申請の場合は、「実績報告書（様式第 1 2 号）」及び「事業実績書（様式第 1 3 号）」は電子申請システム上で入力となります。

番号	提出書類		申請者	
			個人	PPA事業者 又は リース事業者
1	福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業実績報告書 ※1	様式第 1 2 号	○	○
2	福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入事業実績書※1	様式第 1 3 号	○	○
3	工事請負契約書の写し	添付資料 1	○	○
4	請求書の写し	添付資料 2		○
5	領収書の写し※2	添付資料 3	○	○
6	保証書の写し	添付資料 4	○	○
7	施工前後の住宅の状況を記録したカラー写真	添付資料 5	○	○

8	設置状況を記録したカラー写真※3	添付資料6	○	○
9	補助対象設備の実際の機器配置図, システム系統図※4	添付資料7	○	○
10	P P Aの契約書及び料金計算書等の写し※5 リースの契約書及びリース計算書等の写し※5	添付資料8		○
11	売電契約書の写し※6	添付資料9	△	△
12	実績報告提出チェックシート※1	様式第14号	○	○
13	その他市長が必要と認める書類			

※1 様式は、福山市ホームページからダウンロードしてください。

※2 補助対象事業に係る経費の内訳が明記されているものを提出する。明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書又はこれに代わるものを併せて提出。

※3 設置場所や導入した補助対象設備に貼付された銘板等の表示が分かるものを提出。

※4 既存の設備がある場合は補助対象と補助対象外の各設備の判別ができることが必要。

※5 サービス料金又はリース料金から、交付金額相当分が控除されていることが分かる書類及び本事業により導入する設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを確認できる書類の提出が必要。

※6 余剰電力を売電する場合に必要。

② 申請方法は、福山市ホームページの電子申請システム又は郵送とします。

③ 提出された申請書は一旦仮受付とし、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。

④ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。

⑤ 提出された書類等は、原則として返却しません。

(2) 郵送先

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

福山市役所経済環境局環境部環境総務課

電話：084-928-1071

※封筒に「**創エネ等補助金報告書在中**」と記載してください。

(3) 完了検査

実績報告書に記載された導入設備の状況を確認するため、必要に応じて完了検査を行います。

(4) 補助金の額の確定

完了検査等の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合は、市は交付する補助金の額を確定し、申請者に通知します。

(5) 補助金の請求

額の確定通知を受けた申請者は、別途指定する期日までに「補助金交付請求書（様式第16号）」に、振込先の講座内容が分かる書類（通帳等の写し等）を添付して**郵送で提出**してください。

(6) 帳簿の備付け

申請者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他の帳簿を備付け、証拠書類（契約書、領収書等）を大切に保管してください。

なお、事業記録簿等の帳簿は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内は保存してください。

5 補助対象事業終了後における申請者の責務等

(1) 導入設備の自家消費量の提出

申請者は、導入した設備の発電量や自家消費量等の実績を次のとおり報告してください。

- ・報告対象期間 補助事業の完了日の翌月から1年間
- ・報告期限 報告対象期間終了から2か月以内
- ・報告様式 自家消費に関する報告書（様式第20号）※

※**年間の電力消費量、導入設備の発電電力量、自家消費電力量を確認できる書類**を添付してください。

(2) 環境価値の取引の制限

補助対象者（PPAモデル又はリースによる導入の場合は、PPA事業者、リース事業者及び需要家）は、補助対象事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について、**Jクレジットの登録を行わない**こと。

(3) 取得財産の処分の制限

本補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（本補助金の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸与、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとする場合は、事前に福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金対象財産処分等承認申請書（様式第18号）を提出し、承認を受けなければなりません。又、その際、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。